# 外国為替予約取引に関する約定書

(外貨定期預金用)

株式会社 百 五 銀 行 あて

	年	月	H
ご住所			
お名前			E[.

私は、外貨定期預金取引に関し、株式会社百五銀行(以下、「銀行」という。)と外国為替予約取引(以下、「予約取引」という。)を行うについては、次の各条項に従うことを確約します。

## 1. (予約取引の対象)

この約定書にいう予約取引とは、銀行に預入れる(または預入れた)外貨定期預金の満期払戻し時の元利金の全部に適用する外国為替相場を確定する取引をいいます。

#### 2. (予約取引の申込)

予約取引の申込は、銀行営業日に、特定の外貨定期預金の預入れ、払戻しのいずれかまたは双方にかかる予約取引である旨を銀行に通知して行います。既に銀行に預入れた外貨定期預金について予約取引の申込をするときは、当該外貨定期預金証書を銀行に提出しますので、必要事項を記入のうえ、私に交付してください。

# 3. (取引の確認)

私が予約の申込をし、銀行が応諾した場合は、取引条件確認のため予約の内容を記載した書類(以下「スリップ」という。) 2通の交付を受けるものとし、私において確認を行い次第、1通に届出の記名押印又は署名のうえ銀行に提出します。

### 4. (履行)

- (1) 予約取引は、期日に履行するものとします。
- (2) 私が、予約取引を期日に履行しなかったときは、直ちに銀行所定の手数料を支払います。

#### 5. (予約取引の解約・変更)

私は、銀行と締結した予約取引の解約、変更を行いません。万一、止むを得ない事情で銀行の承諾を得て予約取引の解約、変更を行う場合は、スリップを銀行に提出し、直ちに銀行所定の手数料を支払います。

## 6. (予約付外貨定期預金の解約)

私は、満期日前には、予約付外貨定期預金を解約しません。万一、止むを得ない事情で銀行の承諾を得て、満期日前に予約付外貨定期預金を解約する場合は、関係予約取引も解約することとし、直ちに銀行所定の手数料を支払います。

## 7. (満期日における取扱い)

- (1) 外貨定期預金の満期日には、当該外貨定期預金払戻請求書に届出の記名押印または署名のうえ、スリップと共に銀行 に提出し、払戻し手続きを行います。
- (2) 万一、私が満期日に払戻し手続きを行わない場合は、予約の対象となった外貨定期預金を満期日に払戻し、予約外国 為替相場により換算した円貨額を次の私名義預金口座に入金してください。なお、この場合、前項の証書およびスリ ップは延滞なく銀行に提出します。

店名	預金種類(〇で囲む)	口座番号
	当座・普通	

## 8. (譲渡・質入れの禁止)

印鑑照合

受 付

私が銀行と契約した予約取引による権利は、他に譲渡・質入れはしません。

## 9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

=銀行使用欄=

※署名捺印後のコピーをお客さまに交付する。

<u>外為CIF番号</u>	外貨定期預金口座番号